

2020年3月2日（月曜）

全労金2020春季生活闘争ニュース・第4号

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】
なくそうハラスメント！増やそう賃金！求めよう安心して働き続けられる職場！

**全労金・単組は2020春季生活闘争を一時中断し、
新型コロナウイルス感染症への対応に全力であたります！**

◎新型コロナウイルス感染症に関する動向について

中国湖北省武漢市を中心に発生した「新型コロナウイルス感染症」は、昨年12月以降、中国国内から日本や韓国等、アジア全体に拡大を続け、現在では中東・欧米諸国にも広がっています。日本国内においては、複数の地域で、感染経路が明らかでない患者が発生する等、地域を問わず感染は拡大を続けており、政府は2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表しました。この基本方針では、企業に対して、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等が呼びかけられました。また、28日には、文部科学省から全国すべての小・中・高等学校・特別支援学校等に対し、3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法に基づく臨時休業を行うよう要請が行われました。

◎全労金は2020春季生活闘争の交渉・闘争体制を一時中断することを判断しました

全労金は、2月27～28日に開催した第1回中央闘争委員会（第7回中央執行委員会）において、新型コロナウイルス感染症に関する金庫・事業体における直近の対応状況を把握したうえで、全労金2020春季生活闘争の今後の進め方について議論しました。

全労金は、春季生活闘争を通じて「組織強化」や「組織風土改革」を進めることを目的としていることを踏まえれば、今、労働組合に求められる最も重要な役割は、労働条件交渉ではなく、職場運営や職員の勤務体制、休暇取得に関わる方法や運用を労使協議で整えることと考え、「2020春季生活闘争の交渉・闘争体制を一時中断する」ことを判断しました。「一時中断」としたのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がいつまで続くのか、政府や社会の対応が今後どのように推移していくのか等、現段階では今後の見通しが立たないことも踏まえ、交渉の終結や闘争体制の解除までは判断できないと考えたためです。

なお、今後の対応については、新型コロナウイルス感染症に関わる社会の動向を注視したうえで、3月11日に開催する第8回中央執行委員会で、改めて判断します。したがって、それまでの期間については、「全労金2020春季生活闘争ニュース」の発行についても、本号の発行をもって当面休止とします。

◎労働組合の情報発信に注視し、安心して必要な対応を検討しましょう

今回の政府、並びに、文部科学省の要請によって、全国の多くの小・中・高等学校・特別支援学校等は、一斉休業に入ることが想定されます。また、現在は休業要請が行われていない保育園や幼稚園、学童保育等についても、休業に入ることが考えられます。

私たちの職場には、子を養育しながら業務に従事している職員が多くおり、今回の一斉休業によって、出勤することが困難になる職員が発生することも十分考えられます。

全労金・単組は、誰もが安心して働き続けることができる環境整備を運動方針で掲げ、全労金2020春季生活闘争方針の基本スタンスにも掲げています。こうした考え方に鑑みれば、子を養育する職員が安心して働くことができる環境の整備が喫緊の課題です。現在、労働組合は、金庫・事業者との間で、出退勤に関する労働対応や、職員の感染防止を目的とした対策等について協議を進めています。組合員のみなさんは、労働組合からの情報発信に注視し、必要な対応を検討するようお願いいたします。特に、子どもが通う学校等の休業に伴い、毎日の出勤が困難な場合については、早急に労働組合に相談いただき、必要な対応を検討しましょう。なお、学校等の休業に伴い就業が困難な職員に対して「就業環境を害する言動」を行うことは、ハラスメントに該当すると考えられます。したがって、そのような対応があれば、すぐ労働組合に相談してください。

◎感染防止の徹底と、正確な情報に基づく冷静な行動に努めましょう

厚生労働省の公表では、新型コロナウイルス感染症は、現時点では、「飛沫感染」と「接触感染」により拡大していると言われてしています。そのため、感染を予防するためには、「一般的な感染症対策や健康管理を心掛ける必要がある」として、石鹸による手洗いや手指消毒用アルコール等による消毒を励行すること、屋内でお互いの距離が十分に確保できないような混雑した場所を避けること、「咳エチケット」を徹底すること、十分な睡眠をとること、等があげられています（※厚生労働省ホームページより抜粋）。

また、世間では、マスクや消毒液の不足に加え、トイレトペーパーやティッシュペーパー等の紙製品が不足するとの情報がSNSにより発信され、小売店等の店頭から無くなる事象が多発しています。しかし、厚生労働省の発表では、トイレトペーパー等の紙製品は、ほぼ100%国内生産により供給されていることに加え、国内工場の在庫だけでも3週間分がすでに確保されているため、小売店の不足も順次解消されていくとの見通しが説明されています（2月28日）。組合員のみなさんには、正確な情報に基づく冷静な行動をお願いします。

《新型コロナウイルス感染症に関する最新情報》

厚生労働省ホームページ（一般の方向けQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

以上